公告番号(機-1406B-02)

入札説明書

2014 年 6 月 11 日

独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構のカンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構一般契約事務取扱細則(平成 15 年細則(調)第 8 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1　公告日

2014 年 6 月 11 日

2　契約担当役

理事　　小寺　清

3　競争入札に付する事項

(1) 件名 ：カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

(2) 主要調達機材名及び仕様（詳細は機材仕様明細書を参照）：

(3) 取引条件：船積渡し

(4) 輸出者：受注者

(5) 船積（空）港：日本国内空港（(受注者の手配による）

(6) 仕向（空）港：プノンペン国際空港

(7) 引渡期限：2014 年 9 月 30 日

(8) 履行期間：2014 年 7 月上旬～2014 年 9 月下旬

4　担当部署等

(1)担当部署

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部契約第二課（機材調達班）

TEL：03-5226-6643

FAX：03-5226-6324

Email：　prtm2-kizai@jica.go.jp

(2)書類授受・提出場所、送付先

ア．持参の場合

書類の授受・提出場所は、上記(1)のビル１階にある調達カウンター（調達部受付）となります。

書類の授受は次の受付時間に限ります。

受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時

（ただし、午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く。）

イ．郵送の場合

送付先を調達部契約第二課（機材調達班）宛としてください。提出期間内の必着とします。提出期限に時間指定の記載がない場合は、受付時間どおり午後５時までとします。理由の如何を問わず、提出期間内に当機構まで接到しなかった場合の責任は当機構は負いません。また、締め切りを過ぎて接到した書類は無効とします。

開封しなくとも内容が確認できるよう、封筒の表に公告番号及び案件名、内容物を記入してください。

ウ．FAX の場合

FAX での提出を可としている提出物の場合は、FAX 送信後に必ず電話で接到を確認してください。接到しなかった場合の責任は当機構は負いません。

エ．Email の場合

Email での提出を可としている又は指定している場合は、prtm2-kizai@jica.go.jp に Email で提出してください。その他のアドレスへの送付はご遠慮ください。

5　競争参加資格

(1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。

ア．契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ．公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ．落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者

オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ. 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 入札代理人を使用する場合は、(1)及び(2)の規定に該当する者を入札代理人として使用する者

(4) 公示日において、平成 25・26・27 年度全省庁統一資格若しくは平成 25 年 4 月 1 日以後に国際協力機構の資格審査にて「物品の製造」の「B」、「C」若しくは「D」又は「物品の販売」の「B」、「C」若しくは「D」の等級に格付けされる者

(5) 上記(4)を満たさない者は、本件の競争参加資格確認申請書の提出期間中において、「資格審査のための申請手続き」(次の URL にてホームページに掲載; http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03)にもとづき、資格審査申請書及び必要書類を提出すること。

当機構は本件に限り資格審査を行い、競争参加資格を確認して格付けを付与するが、「物品の製造」の「B」、「C」若しくは「D」又は「物品の販売」の「B」、「C」若しくは「D」の等級に格付けされる者を本件の競争参加資格者として認める。

(6) 輸出実績を有する者

(7) 当機構から「契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(8) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(9) 競争から反社会的勢力を排除するため、競争に参加しようとする者（以下、「応募者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約し、入札書等の提出をもって、誓約したものとします。なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、入札書等を無効とします。

ア. 応募者の役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
イ. 反社会的勢力が応募者の経営に実質的に関与している。
ウ. 応募者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
エ. 応募者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
オ. 応募者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

カ. 応募者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
キ. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23 年東京都条例第54 号）に定める禁止行為を行っている。

6　競争参加資格確認の申請

(1) 本競争の参加希望者は、参加の意思及び５の各号に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書等提出書類を提出し、当機構から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに提出書類を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、競争に参加することができません。

ア. 申請受付期限：2014 年 6 月 23 日（月）午後 5 時

イ. 提出書類：

① 全省庁統一資格保有者

・競争参加資格確認申請書（所定の書式）

・平成 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）

・返信用封筒（切手貼付、申請者の住所・氏名を記載）

② 全省庁統一資格保有者でない者

・競争参加資格確認申請書（所定の様式）

・返信用封筒（切手貼付、申請者の住所・氏名を記載）

・資格審査用必要書類：以下の URL 参照

http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html

別案件において既に事前資格審査を申請し、当機構からの審査結果の通知を受けた者については、その審査結果の通知内容に変更がなければ、審査結果は有効となります。この場合においては、前回当機構より通知した審査結果の通知文書の写しをご提出いただくことで、資格審査用必要書類は省略できます。

ウ. 提出場所：上記４.参照

エ. 提出方法：持参又は郵送（FAX、Email 不可）

(2) 競争参加資格の確認の結果は 2014 年 6 月 23 日（月）付までの文書をもって郵送にて通知します。2014 年 6 月 30 日（月）までに結果が通知されない場合は、上記４.にお問い合わせください。

(3) その他

ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ. 当機構は、提出された申請書を、本件の競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

ウ. 提出された申請書は、返却しません。

エ. 提出期限以降における申請書等の差し替え又は再提出は認めません。

オ．申請書に関する問い合わせ先は、上記４．を参照ください。

7　競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、当機構に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア．提出期限：2014 年 7 月 3 日（木）午後 5 時

イ．提出場所：上記４．参照

ウ．提出方法：持参又は郵送（FAX、Email も可とします。）

(2) 当機構は、説明を求めた者に対し、2014 年 7 月 7 日（月）までに書面により回答します。

8　本件入札に関する質問

(1) 機材仕様明細書書の内容等、この入札案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により提出してください。

ア．質問受付期限：2014 年 6 月 23 日（月）午後 5 時

イ．提出方法：当方での取りまとめの都合上、電子データでのご提出をお願いいたします。

送付先：prtm2-kizai@jica.go.jp

メールの件名に【質問】と書き、本件の公示番号と件名を記載してください。

ウ．注意:

質問受付期限を過ぎてから届いた質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。

(2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア．2014 年 6 月 25 日（水）に以下の URL の「質問回答」欄に掲示する予定です。質問内容によっては回答作成に時間を要する場合もありますが、遅くとも 2014 年 7 月 3 日（木）までに掲示します。

http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/koji2013.html

イ．質問回答は、掲載後に追加されて再掲載することがありますので、入札会までに必ず確認してください。

ウ．質問を受け確認したことによって、仕様・数量等が変更されることがあります。また、質問がない場合にも訂正が生じることがあります。いずれも「質問回答」欄に掲載しますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。入札金額は、掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見なされます。

9　辞退書の提出

(1) 資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは､次に従い辞退書(所定の様式)を提出してください。

提出期限：入札執行日の前日まで

提出場所：上記４．参照

提出方法：持参又は郵送（FAX、Email も可とします。）

(2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(3) その他

ア．辞退書の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ．提出された辞退書は、返却しません。

ウ．提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

エ．辞退書に関する問い合わせ先は、上記４．参照。

10　入札執行（入札会）の日時及び場所等

(1) 日時：2014 年 7 月 8 日(火)　午後 2 時 15 分

(2) 場所：東京都千代田区二番町 5 番地 25　二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構　108 会議室

(3) 必要書類：入札参加に当たっては、以下の書類を持参してください。

ア．競争参加資格確認通知書（写）1 通

イ．委任状（社印及び入札会出席者の印を必ず押印）1 通（代表権を有する者が出席の場合は不要）

ウ．入札書 3 通（最大入札回数３回）

11　入札者の失格

次のいずれかに該当するときは、当該入札者の行った入札を無効とし、当該入札者を失格とします。

(1) 競争に参加する者に必要な資格のない者は、入札会（再入札を含む。）に参加できません。

(2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、当機構が定める契約競争参加資格停止措置規程に基づいた契約競争参加資格停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。

(3) 入札執行開始時刻に、間に合わなかった者は失格とし、入札執行（入札会）に参加できません。

(4) 明らかに連合によると認められる入札を行ったとき。

(5) 機構の職員の職務執行を妨害したとき。

(6) 他者の競争参加を妨害したとき。

(7) 機構の指示に従わなかったとき。

12　入札方法等

(1) 立会い入札会を行います。郵送又はFAX、Emailによる入札は認めません。

(2) 以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。以下の費用を含んだ総価（円）をもって入札金額とします。ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。

ア. 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金

イ. 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用

ウ. 輸送条件書に基づく輸送にかかる費用

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とします。海上貨物保険料は入札金額及び落札金額に含みませんが、落札後、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料を加算して契約金額とします。

(4) 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。

(5) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入してください。

ア. 代表権を有する者自身による場合は、法人の名称又は商号並びに代表者名及び社印又は代表者印

イ. 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並び代表者名及び受任者（代理人）とその者の印（委任状に押印したものと同じ印鑑）

(6) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことができません。

(7) 入札保証金は免除します。

(8) 海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「入札の手引き」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同手引は次のURLからダウンロードできます。

http://www.jica.go.jp/chotatsu/kizai/ippan/ku57pq000016s2fr-att/i2012_koji_07.pdf

13　入札書の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とします。その回で落札者が決まらず再度札を入れる場合（再入札）には、入札に参加できます。

(1) 入札書に入札者の記名、押印が欠けているとき。

(2) 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないとき。

(3) 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により意思表示が不明確なとき。

(4) 条件が付されているとき。

(5) 再入札において、入札金額が前回までの入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

14　落札者の決定方法

(1) 当機構の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

15　入札会手順等

(1) 入札会の手順

ア. 入札会参加者の確認

各入札会参加者は、競争参加資格確認通知書（写）及び委任状（代表権を有する者が参加する場合は不要）を提出し、入札事務担当者がこれらを確認します。

入札参加者は原則として１名とします。

入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。

イ. 入札書の投入

各入札参加者は、所定の様式による入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

ウ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

エ. 入札金額の発表

入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

オ. 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

カ. 落札業者の発表

入札執行者が、「落札」または「不調」を発表します。開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに再入札を行います。再入札を２回まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります、入札金額の最も低いものから、順次随意契約の交渉を行います。

(2) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、上記イにおいて投入してください。

金			辞				退			円

16　内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者は、当機構が特約を締結している保険会社から特約条件の貨物海上保険料の見積り（料率は特約で定めています。保険料の現場戻しはありません。）を取り付け、落札価格に海上貨物保険料を加算した最終見積書を提出するものとします。当機構は最終見積金額を査定のうえ、契約金額を確定します。なお、落札者は保険申込み及び保険料払い込みを行いますが、被保険者は当機構になります。

(2) 落札者は、入札日の翌日から起算して 7 営業日以内に内訳書を提出してください。7 営業日以内に内訳書の提出がない場合には、当該落札者を失格とすることもあります。

(3) 当機構における内訳書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は、契約書（案）を雛型に基づき作成してください。(契約書の日付は、内訳書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。)

契約書（案）の雛型は、添付のとおりです。

(4) 契約保証金は免除します。

17　契約締結後の提出書類

(1) 受注者は、危険品及び温度管理品について、契約締結後 7 営業日以内にその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。

(2) 受注者は、検疫、梱包材の燻蒸証明取り付け、その他各種許可承認等の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。仕向国での輸入手続きに原産地証明、領事査証等が必要な場合に提出を求めることがあります。

(3) 受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用（倉庫料等）に関しては、受注者負担とします。

(4) 薬品を調達する場合は、受注者は、船積予定日の 1 ヵ月前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。

(5) 危険品があるときは、受注者は、船積予定日の 1 ヵ月前までに、安全データシートを当機構に提出するものとします。

18. 安全保障輸出管理

(1) 受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号)、輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号)、その他の輸出関連法規及び米国輸出規則（以下、まとめて「輸出規制法規」という。）による輸出規制該当品の有無を確認し、内訳書提出後 7 営業日以内にその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。

(2) 受注者は、輸出規制法規による該非の判定に必要な資料（項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号（ECCN）等）を、契約締結後 1 ヵ月以内に当機構に提出するものとします。

(3) 輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。

(4) 当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

18. 留意事項

(1) 入札参加者は、「入札参加の手引き」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書他附属書類を十分理解してから入札に参加するものとします。

(2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。

(3) 落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の 100 分の 10 を当機構へ支払うものとします。また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除します。

(4)　正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。

ア. 全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合

イ. 危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合

ウ. 全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合

エ. その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

19. 情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）

において、独立行政法人の役職員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、JICA でも同情報の公表を行っています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約

財産の買入れの場合、160 万円を超える契約

(2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

（注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します 。

ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名

イ. 契約相手方の直近３ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・３分の１以上２分の１未満

・２分の１以上３分の２未満

・３分の２以上

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

詳細は、次のページをご参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html

以上

（様式１）

競争参加資格確認申請書

年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　宛

住所
商号又は名称　　　　　　　㊞
役職名
代表者氏名　　　　　　　　㊞
整理番号（　　　　　　）（注 3）

2014 年 6 月 11 日付で公告のありましたカンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材に係る一般競争入札に参加を希望します。

つきましては、当社の必要な競争参加資格について、下記により確認されたく申請します。

なお、下記の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

入札説明書第５項に規定されている要件をすべて満たします。

（注1） なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。切手の料金は任意ですが、確実な郵送のため、簡易書留料金（392 円）をお勧めします。当機構は郵便物が到着しない場合の責任は負いません。

（注2） 代表権を有する者以外による申請の場合、代表権を有する者から申請者への委任状を併せて提出してください。

（注3） 整理番号は、JICAの資格審査結果通知書（または以前に全省庁統一資格を提出されたときのJICAからのメール）にて通知された番号です。なお、全省庁統一資格審査結果通知書の写しを添付する場合は整理番号は空欄で構いません

（注4） 25・26・27 年度全省庁統一資格審査結果通知書（写）（または、JICA の資格審査結果通知書（写））を添付してください。

（注5） 当機構が実施する調達案件にご関心を持っていただいた方の情報を取りまとめるため、情報シートの提出をお願いしています。未提出の場合、または、変更情報がある場合、ご提出ください。様式は次の URL を参照してください。

http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a02

（様式２）

辞退書

年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　小寺　　清　　宛

住所
商号又は名称　　　　　　　　　　㊞
役職名・代表者氏名　　　　　　　㊞

年　　月　　日付けで競争参加資格確認通知がありました
カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材の調達に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以　上

（注）この辞退書は、入札説明書による提出期限内に持参あるいは郵送して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着のこととします。

別紙 3-2　船積前渡し

入　札　書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事　　小寺　清　宛

住所：
会社名：
代表者又は受任者役職：
氏名：　　　　　　　　　　印
入札会出席者氏名：　　　　印

件名：　カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

標記の件について、入札説明書、機材仕様明細書、梱包条件書、輸送条件書、契約書案および「入札参加の手引」を十分理解したうえで、下記のとおり入札いたします。

金										円

ただし、以下の費用が含まれます。
① 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
② 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
③ 輸送条件書に基づく輸送にかかる費用

本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、消費税はかかりません。

保険料は含みませんが、落札した場合は保険料を加算して契約金額とします。

以　上

（入札説明書別冊）

機材仕様書

案件名：カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

標記に関し、購入する品目、仕様、数量、納入条件等は下記のとおりとする。

記

１　機材品目：附属書１「機材仕様明細書」に示すとおり

２　納入条件：

(1)価　　格　船積渡しの価格の総額（次の費用を含む）

① 附属書１に示される全品目に対する機材代金
② 海外輸出用梱包にかかる費用
③ 輸出通関に必要な費用
④ 仕向（空）港までの輸送費
⑤ 仕向（空）港におけるターミナル・ハンドリング・チャージ（荷卸し等）

（仕向（空）港は附属書３「輸送条件書」を参照）

なお、輸入通関は、相手国政府又は当機構がその責任と費用で行い、輸入通関の手続きの遅延に伴い超過保管料（デマレージ）が発生した場合は、相手国政府又は当機構が費用を負担する。

(2)梱　　包　空送梱包（仕様は附属書２「梱包条件書」に示すとおり）

(3)輸送方法　空送（附属書３「輸送条件書」に示すとおり）

(4)納入期限　2014年9月22日（船積期限　2014年9月30日）

(5)宛先等

(宛先)　JICA CANBODIA OFFICE

(仕向地)　Phnom Penh

(Consignee) JICA CAMBODIA OFFICE, 6^{th}-8^{th} Floors, Building #61-64, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, CAMBODIA

TEL:(855-23)211673, FAX:(855-23)211675

(Notify Party) ①Same as Consignee

②Mr.Mam Sokdara, Director of Marine Aquaculture Research and Development Centre

3km North of Kampon Som City on the western coast of Cambodia

マーキングは、附属書２「梱包条件書」に示す方法により行う。

３　電　源:　単相　電圧　(220V)　周波数(50Hz)　プラグ形状(C)

三相　電圧　(220V)　周波数(50Hz)　プラグ形状(　　)

上記以外の場合は附属書1「機材仕様明細書」に記載のとおりとする。

４　銘　　板:

英文品名、製造番号、製造年月日、使用電圧等を記載した銘板を取り付けること。

５　検　　査：

（船積前検査）

(1) 独立行政法人国際協力機構（以下「機構」）又は機構の指名する立会検査人が、受注者（及びメーカー担当者）立会のもとで、品目、規格、性能及び数量等の検査を実施する。

(2) 上記検査の結果、納入された機材が「機材仕様明細書」の内容を満たしていないと判断された場合、機構はその理由を明らかにして、当該機材の代替品の納入を求め再度検査を行う。再検査を含め、検査の実施は納入期限内に完了すること。

６　輸出許可：

(1)　受注者は、納入する機材に関して、輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令（輸出貿易管理令等）により輸出申告書類として必要な許可書

及び証明書の取得を要するか否かを確認し、機構に対して所定の様式及びメーカー・代理店の該非判定書（項目別対比表又はパラメータシートを含む）により報告する。

(2) 受注者は、納入する機材の中に米国製の製品・部品・ソフトウェアが含まれている場合には、米国輸出管理規則に基づく再輸出規制（「米国再輸出規制」）に該当するか否かを確認し、機構に対して所定の様式により報告する。

(3) 輸出貿易管理令等及び米国再輸出規制に該当し、輸出許可取得が不可能であると判断されるときは、当該物品及び同物品なくして使用が不可能な物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

７　提出資料：

提出資料名		同梱用	機構提出用
カタログ	（英文）	1部	不要
取扱説明書	（英文）	1部	不要
パーツリスト	（英文）	1部	不要
試験成績書	（英文）	1部	不要
図面	（英文）	1部	不要

※詳細は機材仕様明細書を参照のこと。

８　特記事項：

(1) 据付技師の派遣

不要

(2) 特殊梱包　無

(3) 梱包材の熱処理・燻蒸処理

上記(2)の指定がなくても、経由国で梱包材の熱処理・燻蒸が必要とされている場合には、熱処理・燻蒸処理の上、熱処理・燻蒸証明書を提出すること。

(4) その他

すべてメーカーの純正品かつ新品未使用品とし、中古品の納入は認めない。

以上

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
0	総則	1.電源仕様について		
	General	単相AC220V 50Hzであること。		
		電源プラグはC型であること。		
		国内向け製品しかない場合、ステップダウントランスの使用を認める。		
1	電子天秤	（仕様）用途：試薬の計量に使用する。		
	Electronic Balance	秤量：610g以上		
		最小表示単位：0.01g以下		
		計量皿材質：SUS304		
		電源：乾電池およびACアダプターによる		
		USBインターフェース：装備		
		本体寸法WxHxD：190x59x208mm以下		
		付属品：取扱説明書（英語　1部/台）		
		参考銘柄　EJ-610	A&D	1
		特別付属品：ACアダプター　AX-TB263（1個/台）	A&D	1
		取扱説明書（英語　1部/台）	A&D	1
2	台はかり	（仕様）用途：試薬の計量に使用する。		
	Platform Scale	秤量：60kg以上		
		最小表示単位：5ｇ以下		
		防塵・防水等級：IP65以上		
		計量皿材質：SUS430		
		電源：乾電池およびACアダプターによる		
		RS-232Cインターフェース：装備		
		計量皿寸法WxD：330ｘ424mm以上		
		本体寸法WxHxD：330x771x621mm以下		
		付属品：取扱説明書（英語　1部/台）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　材　名	仕　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
2	台はかり	参考銘柄　HW-60KGL	A&D	1
	つづき	特別付属品：ACアダプター　AX-TB263（1個/台）	A&D	1
		取扱説明書（英語　1部/台）	A&D	1
3	キャリングケース	（仕様）用途：番号1の電子天秤用キャリングケース		
	Carrying Case	参考銘柄　EJ-12JA	A&D	1
4	風防	（仕様）用途：番号1の電子天秤用風防		
	Windshield	参考銘柄　EJ-11JA	A&D	1
5	塩ビ溶接棒シングル2mm	（仕様）用途：塩ビ溶接のための溶接棒		
	Vinyl Chloride Welding Rods	材質：硬質塩化ビニール		
	Single 2mm	色相：グレー		
		形状：シングル		
		呼称：2mm		
		長さ：1m以上		
		1ケース本数：約1,060本入り		
		参考銘柄　1091シングル2mm　5kg入り	タキロン	1
6	塩ビ溶接棒ダブル	（仕様）用途：塩ビ溶接のための溶接棒		
	Vinyl Chloride Welding Rods	材質：硬質塩化ビニール		
	Double	色相：グレー		
		形状：ダブル		
		呼称：3mm		
		長さ：1m以上		
		1ケース本数：約220本入り		
		参考銘柄　1092ダブル3mm　5kg入り	タキロン	1

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　　　　　様	参考銘柄 （メーカー名等）	数量
7	pH校正液	（仕様）用途：pH測定器の校正液		
	pH Calibration Liquid	精度:±0.02pH以内		
		構成：中性リン酸塩標準液（pH値6.86程度）500mL以上		
		フタル酸塩標準液（pH値4.01程度）250mL以上		
		ホウ酸塩標準液（pH値9.18程度）250mL以上		
		比較電極内部液 250mL以上		
		参考銘柄　101-S	堀場製作所	5
		[構成]中性リン酸塩標準液（pH値6.86）500mL		
		フタル酸塩標準液（pH値4.01）250mL		
		ホウ酸塩標準液（pH値9.18）250mL		
		比較電極内部液（♯300）　250mL		
8	生物顕微鏡	（仕様）用途：供試生物の観察		
	Biological Microscope	接眼レンズ:広視野　10X（20mm）		
		対物レンズ：アクロマート対物レンズ		
		対物レンズ構成：4X～100Xの範囲で4種以上		
		レボルバ：逆レボルバ（4穴）		
		鏡筒：三眼（30°）		
		照明：LED光源		
		本体寸法WxHxD：180x398x222mm以下		
		本体重量：6.2kg以下		
		付属品：キャリングケース（1個/台）		
		ダストカバー（1個/台）		
		JISアダプタ（1個/台）		
		Cマウントアダプタ（1個/台）		
		フィルタ（ブルー、すりガラス　各1個/台）		
		取扱説明書（英語　1部/台）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
8	生物顕微鏡	参考銘柄　BX-2700TL	レイマー	3
	つづき	標準付属品：キャリングケース（1個/台）		
		ダストカバー（1個/台）		
		JISアダプタ（1個/台）		
		Cマウントアダプタ（1個/台）		
		フィルタ（ブルー、すりガラス　各1個/台）		
		イマ―ジョンオイル（揮発油空送不可につき納入不要）		
		特別付属品：取扱説明書（英語　1部/台）	レイマー	3
		C型変換プラグ		3
9	循環ポンプ	（仕様）用途：試験水の循環		
	Circulating Pump	タイプ：水中循環ポンプ		
		消費電力：55W以下		
		最大流量：5200L/H以上		
		最高揚程：3.3m以上		
		接続：内径25ミリの直管又はホース		
		付属品：タケノコ継手（1個/台）		
		参考銘柄　HY-5000W（WB-5000）	Reef Octopus	4
		標準付属品：タケノコ継手（1個/台）		
10	泡沫分離機	（仕様）用途：試験水の曝気		
	Bubble Separator	タイプ：タンク投げ込み型		
		消費電力：30W以下		
		吸気量：960L/H以上		
		対応水量：800L以上		
		付属品：バブルブラスターポンプ　スキマー仕様（1台/台）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　材　名	仕　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
10	泡沫分離機	参考銘柄　ROPS2000Int	Reef Octopus	3
	つづき	標準付属品：バブルブラスターポンプ　スキマー仕様（1台/台）		
11	エアポンプ	（仕様）用途：試験水の曝気		
	Air Pump	吐出量40L/min以上		
		常用吐出圧力:12.8kPa以上		
		定格電力24W以下		
		本体寸法WxHxD：132x186x208mm以下		
		本体重量：4.1kg以下		
		付属品：取扱説明書（英語　1部/台）		
		参考銘柄　XP-40	テクノ高槻	3
		標準付属品：取扱説明書（英語　1部/台）		
		特別付属品：ステップダウントランス　TI-1002	カシムラ	3
		（定格電力の3倍以上の定格容量のもの　1台/台）		
12	海水濃度屈折計	（仕様）用途：試験水の濃度管理		
	Seawater Density Refractometer	銘柄指定　MASTER-S/Mill α	アタゴ	3
13	好適環境水用硝化細菌	（仕様）用途：試験水の浄化		
	Nitrifying Bacteria for	条件：番号14好適環境水で培養・精製が行われている事		
	Suitable Environmental Water	浮遊物濃度（SS）：500ml/L以上		
		硝酸濃度：3000mg/L以下		
		亜硝酸濃度：0		
		アンモニア濃度：0		
		硝化活性：8日以上		
		参考銘柄　好適環境水用消化細菌20L（4ｋL飼育用）	SID創研	3

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
14	好適環境水	（仕様）用途：試験水		
	Suitable Environmental Water	銘柄指定　好適環境水エビ仕様8ｋL分	SID創研	3
15	アルテミア乾燥卵	（仕様）用途：供試生物の飼料		
	Artemia Dehydrated Eggs	原産国：米国ソルトレイク		
		孵化率：90％以上		
		孵化塩分濃度3%食塩水または純海水		
		孵化水温：28～30℃		
		孵化照度：約2000lux		
		孵化時間：約24時間		
		形態：密封缶入り		
		参考銘柄　アルテミア乾燥卵　454g入缶	北村	12
16	濾過槽1ｋL	（仕様）用途：試験水の浄化		
	Lauter Tub	構成：濾過槽　板厚8t蓋付き（1個/セット）		
		ウールボックス板厚5t蓋付き（1個/セット）		
		形状、材質等：添付図面「濾過槽板厚8t蓋付き」		
		および「ウールボックス板厚5t蓋付き」の通り		
		角面処理：加工時にできるバリは除去し、面取りを施すなど		
		なめらかな断面に仕上げる事		
		参考銘柄①　特注品　濾過槽およびウールボックス	マリンシアター	3
		構成：濾過槽　板厚8t蓋付き（1個/セット）		
		ウールボックス　板厚5t蓋付き（1個/セット）		
		参考銘柄②　特注品　濾過槽およびウールボックス	コバックス関西	3
		構成：濾過槽　板厚8t蓋付き（1個/セット）		
		ウールボックス　板厚5t蓋付き（1個/セット）		

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
17	塩ビ直管50A2VU2m	（仕様）用途：配管材料		
	Polyvinyl Chloride Straight Pipe	規格：JIS K 6741		
	50A2VU2m	種別：VU管		
		形状：直管		
		呼び径：50mm		
		長さ：2m		
		参考銘柄　塩ビ製直管　VU-50	旭有機材工業	6
18	塩ビ直管25AVP2m	（仕様）用途：配管材料		
	Polyvinyl Chloride Straight Pipe	規格：JIS K 6742		
	25AVP2m	種別：HI-VP管		
		形状：直管		
		呼び径：25mm		
		長さ：2m		
		参考銘柄　塩ビ製直管　HI-VP 25	旭有機材工業	2
19	（欠番）			
20	ホース32×41　40M	（仕様）用途：配管材料		
	Hose　32×41　40M	内径：32mm		
		外径：41mm		
		最高使用圧力：0.73MPa以上（23℃）		
		0.33MPa以上（60℃）		
		中間補強糸：あり		
		長さ：40m以上		
		参考銘柄　SB-3241K40B 32×41mm	三洋化成	1

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
21	DV50Aソケット	（仕様）用途：配管材料		
	DV50A Socket	規格：塩化ビニル管・継手協会規格 JPPFA AS38		
		種別：VU継手		
		形状：ソケット		
		呼び径：50mm		
		参考銘柄　VU50Aソケット AVVU-DS50	旭有機材工業	10
22	DV50Aエルボ	（仕様）用途：配管材料		
	DV50A Elbow	規格：塩化ビニル管・継手協会規格 JPPFA AS38		
		種別：VU継手		
		形状：90°エルボ		
		呼び径：50mm		
		参考銘柄　VU50Aエルボ AVVU-DL50	旭有機材工業	30
23	50A取出口	（仕様）用途：配管材料		
	50A Extracting Port	銘柄指定　取出口 50A	田中三次郎商店	12
24	25A取出口	（仕様）用途：配管材料		
	25A Extracting Port	銘柄指定　取出口 25A	田中三次郎商店	12
25	TS25Aソケット	（仕様）用途：配管材料		
	TS25A Socket	規格：JIS K 6743		
		種別：HITS継手		
		形状：ソケット		
		呼び径：25mm		
		参考銘柄　TS25Aソケット HITS-S25	旭有機材工業	10

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
26	TS25Aチーズ	（仕様）用途：配管材料		
	TS25A Tee	規格：JIS K 6743		
		種別：HITS継手		
		形状：チーズ		
		呼び径：25mm		
		参考銘柄　TS25Aチーズ HITS-T25	旭有機材工業	12
27	TS25Aエルボ	（仕様）用途：配管材料		
	TS25A Elbow	規格：JIS K 6743		
		種別：HITS継手		
		形状：エルボ		
		呼び径：25mm		
		参考銘柄　TS25Aエルボ HITS-L25	旭有機材工業	12
28	25Aボールバルブ	（仕様）用途：配管材料		
	25A Ball Valve	呼び径：25mm		
		ボディ材質：硬質塩化ビニル		
		クッション材質：EPDM		
		適合流体温度：0～50℃以上		
		最高許容圧力：1.0MPa以上		
		接続方式：ソケット型		
		参考銘柄　25Aボールバルブ　コンパクトBV-25-U-PVC/EPDM(ソケット)	旭有機材工業	20

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　材　名	仕　　　　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
29	ホースバンド	（仕様）用途：配管材料		
	Hose Band	材質：バンド部分SUS304		
		ハウジング部分：SUS304		
		バンド幅：9mm程度		
		適合ホース径：32～50mm程度		
		参考銘柄　SGT-W4/9 32-50	ノールマグループ ホールディングス	50
30	残留塩素計	（仕様）用途：残留塩素の測定		
	Residual Chlorine Tester	測定方法：比色判定式		
		測定範囲：0.05mg/L以下～2.0mg/L以上で10段階以上		
		測定対象：遊離残留塩素		
		付属品：遊離残留塩素測定試薬（50回分/台）		
		キャリングケース（1個/台）		
		取扱説明書（日本語　1部/台）		
		参考銘柄　DP-7Z	笠原理化工業	1
		標準付属品：遊離残留塩素測定試薬（50回分/台）		
		キャリングケース（1個/台）		
		取扱説明書（日本語　1部/台）		
31	残留塩素計試薬	（仕様）用途：残留塩素の測定		
	Reagent for Residual Chlorine	番号30残留塩素計の専用試薬		
	Tester	測定対象：遊離残留塩素		
		容量：測定100回分以上		
		参考銘柄　DPD-F-1	笠原理化工業	2

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　材　名	仕　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
32	チオ硫酸ナトリウム五水和物	（仕様）用途：残留塩素の中和		
	鹿一級500ｇ	純度：98.5%以上		
	Sodium Thiosulfate Pentahydrate	pH：6.0～8.4程度		
	500g	塩化物：0.005%以下		
		硫酸塩および亜硫酸塩：0.1%以下		
		硫化物：0.001%以下		
		カルシウム：0.01%以下		
		鉛：0.002%以下		
		鉄：0.001%以下		
		容量：500g以上		
		参考銘柄　チオ硫酸ナトリウム五水和物　鹿1級500g　37295-01	関東化学	1
33	界線入計数板	（仕様）用途：供試生物の観察		
	Counting Slide	計数板材質：ガラス		
	with Boundary Line	界線：1mm間隔網目		
		サイズ：40x78mm程度		
		参考銘柄　界線入計数板　5608-C	離合社	5
34	界線入計数板用金枠	（仕様）用途：供試生物の観察		
	Metallic Flask for	番号33界線入計数板の専用金枠		
	Counting Slide	材質：SUS		
		参考銘柄　界線入計数板用金枠　5608-D	離合社	5

機材仕様明細書

（機材仕様書付属書１）

カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

番　号	機　　材　　名	仕　　　　　　　　　　様	参考銘柄（メーカー名等）	数量
35	熱風加工機（ハンディタイプ）	（仕様）用途：塩ビ溶接		
	Hot Blast Processor	タイプ：先細ハンディガンタイプ		
	(Handy Type)	定格電力：300W以下		
		スイッチ：切・送風・熱風		
		温風温度：310℃以上		
		風圧：130mmAq以上		
		本体寸法：70x260x191mm以下		
		本体重量：740g以下		
		付属品：取扱説明書（日本語　1部/台）		
		参考銘柄　PJ-203A1	石崎電機製作所	1
		標準付属品：取扱説明書（日本語　1部/台）		
		特別付属品：ステップダウントランス　TI-18	カシムラ	1
		（定格電力の3倍以上の定格容量のもの　1台/台）		
		C型変換プラグ		1
36	プランクトンネット	（仕様）用途：供試生物の流出防止		
		材質：ポリエチレン		
		メッシュサイズ：83x64本/インチ程度		
		オープニング：229μ程度		
		幅：122cm		
		長さ：50m巻		
		参考銘柄　ポリエチレンネット MS100目 122cm幅50m巻	アース	1

附属書２

梱包条件書

1　マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

(1)ケース・マーク（黒字）

JICA CAMBODIA OFFICE

Phnom Penh, CAMBODIA
(インボイス番号)
C/No. （ケース番号/ケース数）

(2)サイド・マーク(赤字)

■英語：　TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN
□仏語：　COOPERATION TECHNIQUE PAR LE GOUVERNEMENT DU JAPON
□西語：　COOPERACION TECNICA POR EL GOBIERNO DEL JAPON
□中国語：　日本国政府技术合作

(3)CAUTION/CARE　MARK(TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク（FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等）を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

(4)注意事項

①輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
②梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
③梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2　梱包条件

（船積渡しの場合）以下のとおりとすること。

ア　海上輸送・航空輸送の共通事項

(1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。

(2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。

(3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。

(4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器(包装・梱包方法)で輸送すること。

(5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。

(6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。

(7)付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

イ　航空輸送梱包

(1) 原則としてダブルカートン強化段ボール箱梱包とすること。

(2) 原則として高さ160cm以内かつ長さ・幅・高さの合計が250cm以下とし、外装を含めた総重量は1個500kg以下とすること。

(3) 航空会社は最大高さ3mまでの段積みを行うため、下段に積まれた貨物は、上段の貨物の自重に加え、航空機が運航中に受ける荷重(通常2G程度)も合わせて受けることになるので、充分な強度を持った段ボール（JIS Z 1506及びJIS Z 1516の規格を満たす複両面段ボールまたは複々両面段ボール）により、かつ　JIS Z 1507の規格を満たす形状の箱とすること。上面には充分な強度を持たせ、かつ平坦な形状となるように梱包すること。

(4) 高さ160cmを上回る場合、長さ・幅・高さの合計が250cmを上回る場合、または外装を含めた総重量が1個50kgを上回る場合は、海上輸送用梱包の条件に基づく合板密閉梱包又は木材梱包とすること。

(5) 気圧の変化に耐えられるように梱包すること。

(6) 危険物の場合は、ICAO、IATA等の規則に従うこと。

(7) 温度管理品（冷蔵品、冷凍品）は、保冷剤やドライアイスなどを適切に利用すること。

以上

附属書３

輸送条件書

１　業務内容

（１）仕向空港までの輸送手配
（２）仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
（３）輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、アメリカ合衆国による再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
（４）船積書類（B/L／Airway Bill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
（５）輸出通関手続き
（６）危険品がある場合の諸手続き
（７）温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
（８）貨物海上保険付保
（９）経由国を通過するための諸手続き
（10）上記に付随する業務

２　輸送条件

（１）船積空港　　日本国内空港　（受注者の手配による）
（２）仕向空港　　カンボジア国
　航空輸送：　プノンペン国際空港
（３）輸送方法と対象　　空送
　航空輸送：機材仕様明細書のとおり
（４）業務の範囲
　仕向空港における荷卸しまで
（５）安全かつ迅速な輸送
　受注者は、仕向空港に至るまで、安全かつ迅速な輸送を手配しなければならない。
（６）積替え条件
　途中経由地での積替えは原則的に禁止する。ただし、輸送事情等やむを得ない理由で積替えする場合は、認めることとするが、貨物海上保険料等の追加分が発生する場合については、受注者の負担とする。

（７）発注者又は荷受人の責任と費用負担で行う事項

①相手国における輸入通関手続き

受注者は荷受人の輸入通関手続きを側面支援し、免税手続きが速やかに行なえるよう必要書類を遅滞なく提出すること。

②仕向空港から仕向地までの陸上輸送

３　貨物海上保険

発注者が締結している包括予定保険 Open Policy に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。なお、船積完了から保険が適用される。

・航空輸送の場合　仕向空港荷揚げ後 30 日

４　輸送書類

（１）必要書類と部数

受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

発注者に速やかに提出すること（航空輸送の場合、原則として出発予定日の 14 営業日前までに①②③⑪を提出のこと。)。

	提出書類名	海上輸送	航空輸送
①	海上輸送：Bill of Landing＊ 航空輸送：Airway Bill	正３部、写３部	正１部、写１部
②	Invoice **	６部	２部
③	Packing List	６部	２部
④	保険証券	正２部、写１部	正２部、写１部
⑤	保険計算書	正１部、写１部	正１部、写１部
⑥	検量証明書***	正１部、写５部	不要
⑦	原産地証明書	正１部、写５部	正１部、写１部
⑧	領事査証	不要	不要
⑨	梱包材熱処理証明書等****	不要	不要
⑩	木材証明書	不要	不要
⑪	輸送日程報告カード（予定）	１部	１部
⑫	輸送日程報告カード（確定）	正２部、写１部	不要
⑬	輸送日程報告カード（到着）	１部	１部
⑭	輸出許可通知書	１部	１部

＊ B/L は仕向空港までの一貫した輸送責任を有する荷受人宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。

** 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

*** 海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、検量証明書を提出すること。

**** 経由地で必要な場合は取り付けること。

（２）船積書類記載事項

(Consignee)
JICA CAMBODIA OFFICE
6th,7th,8th Floors, Building #61-64, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, CAMBODIA

(Notify Party)

① Same as Consignee

② Mr.Mam Sokdara, Director of Marine Aquaculture Research and Development Centre, 3km North of Kampon Som City on the western coast of Cambodia

(Shipper) 受注者とする。ただし、on behalf of JICA と追記すること。

(その他)

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.

以上

機材調達契約書（案）

１．契　約　番　号　　第　　－　　　　号
２．件　　　　　名　　カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材
３．物品名及び数量　　別添内訳明細書のとおり
４．仕　　　　　様　　別添内訳明細書のとおり
５．取　引　条　件　　船積渡し
６．船積（空）港　　受注者手配による
７．仕向（空）港　　プノンペン国際空港
８．引　渡　期　限　　2014 年 9 月 30 日
11．業務完了期限　　2014 年 10 月 15 日
12．履　行　期　間　　2014 年 7 月　　日～2014 年 10 月 15 日
13．契　約　金　額　　金　　　　　　　円

頭書記載の物品（以下「契約物品」という。）の調達の実施について、発注者　独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　理事名と受注者　会社名　代表者役職　代表者氏名とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）
第１条　本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。
（１）機材調達契約約款（以下「約款」という。）
（２）附属書Ⅰ「内訳明細書」
（３）附属書Ⅱ「梱包条件書」
（４）附属書Ⅲ「輸送条件書」

（契約業務）
第２条　受注者は、契約物品を頭書に示すところに従い調達し、発注者に引き渡さなければならない。
２　契約物品にかかる提出資料、電源仕様及び梱包の荷印については附属書Ⅰ「内訳明細書」によるものとする。
３　契約物品のうち輸出のために必要な検査を受ける必要のある物品は、受注

者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。
４　受注者は、附属書Ⅱ「梱包条件書」に基づく十分な輸出梱包を施すものとする。なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。
５　受注者は、附属書Ⅲ「輸送条件書」に基づき、契約物品にかかる輸出通関、船積等輸出手続き、輸送手配（荷卸しの手配含む。）を行うものとする。
６　受注者は、契約物品を対象に、発注者が締結している包括予定保険に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を付保しなければならない。
７　受注者は、船積完了後、発注者に対し速やかに船荷証券、保険証券、送り状、梱包明細書、検量証明書等（以下「船積書類」という。）を提出しなければならない。
８　受注者は、輸送途中において物品の損害あるいは損失があった場合は、調査、発見、保険金請求手続きについて、発注者に協力しなければならない。
９　受注者は、契約物品が仕向（空）港に到着したことを確認し、発注者に報告しなければならない。

（引渡方法）
第３条　受注者は、機材調達契約約款第５条の検査に合格した契約物品について、発注者の指示に従い頭書に定めるところにより仕向(空)港に向けて船積を実行し、発注者が船積書類を受け取ったときをもって引渡しを完了したものとする。

（輸出管理）
第４条　受注者は、契約物品について、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)、輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号)及びその他の輸出関連法規による許可・承認の取得並びにアメリカ合衆国による再輸出規制による許可の取得を要するか否かを確認し、発注者に報告しなければならない。
２　発注者は、前項による許可・承認の取得を必要とする物品（以下「該当品」という。）がある場合は、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可・承認取得後まで留保するとともに、当該物品の引渡期限について別途定めることができる。
３　受注者は、該当品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。発注者は、受注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力しなければならない。
４　発注者は、該当品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の

契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。

５　受注者が第１項に定める報告を怠った結果生じる損害については、受注者が負担する。

（輸入通関）

第５条　仕向国における輸入通関は、荷受人又は発注者が行う。また、受注者の責に帰さない事由により生じる超過保管料は、荷受人又は発注者が負担する。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し発注者受注者両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

2014 年　月　　日

発注者	受注者
東京都千代田区二番町５－２５	（住所）
二番町センタービル	
独立行政法人国際協力機構	（会社名）
契約担当役	（代表者役職）
理　事　　理事名	（代表者氏名）

機材調達契約約款

（総則）

第１条　受注者は、発注者と受注者で別途締結する機材調達契約書（以下「契約書本体」という。）及び本約款に定めるところに従い契約書本体頭書に記載する契約物品を調達し、発注者に引渡し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。

２　契約書本体に技師派遣業務等付随する業務が規定されている場合、受注者は、契約書本体及び本約款に定めるところに従いこれを完了し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。

３　受注者は、契約書本体及び本約款に定めるもののほか、契約書本体第１条に定める、契約書を構成する各文書に従い調達を行わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第３条　受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

２　受注者が発注者の承認を得て本業務を第三者に再委託する場合、受注者は、当該再委託先に対し、本契約に基づき受注者に対して課せられる義務と同等の義務を負わせなければならず、受注者は、当該第三者の義務違反に基づく賠償義務についても連帯して責任を負う。

（危険負担）

第４条　発注者への引渡しが完了するまでの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。

（検査）

第５条　受注者は、発注者への引渡しに先立ち、発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。

２　受注者は、技師派遣業務等付随する業務の完了に際し、発注者の指定する者による検査を受け、これに合格しなければならない。

３　発注者は、検査を行ったときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に検

査結果を受注者に通知しなければならない。
４　受注者は、第１項及び第２項による検査に合格しない物品については、速やかにこれを引取り、その物品にかわる代替品を納め、再検査を受けなければならない。この場合において、検査結果通知の期日については前項の規定を準用する。
５　発注者は、検査の一部を、第三者に委任することができるものとする。

（瑕疵担保）
第６条　受注者は、発注者への引渡しの完了後においても、契約物品について瑕疵が発見されたときは、受注者は、速やかに無償でその物品を修理するか、又は代替品を納めなければならない。

（契約保証金）
第７条　発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。

（支払）
第８条　受注者は、発注者への引渡しの完了後、発注者に契約書本体頭書の契約金額の支払いを請求することができる。ただし、技師派遣業務等付随する業務がある場合は、当該業務が完了するまでは、契約金額から当該業務の対価を差し引いた金額の９割を請求金額の上限とする。
２　発注者は、契約書本体頭書において分割納入とする場合であって、受注者から請求があったときは、その都度既納部分に対する金額を支払うことができる。この場合における支払いについては前項の規定に準ずるものとする。
３　受注者は、技師派遣業務等付随する業務の完了後、第５条第２項の検査に合格した後、発注者に当該業務に対する対価の支払を請求することができる。
４　発注者は、受注者より適法なる支払請求書を受理した日から 30 日以内に当該請求金額を受注者に支払うものとする。
５　前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

（支払遅延利息）
第９条　発注者は、前条に規定する支払期間内に支払をしないときは、天災地変その他発注者の責に帰さない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支

払金額に対して年（365 日とする。）5.00 パーセントの割合で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅延利息に１円に満たない端数があるときはこれを切捨てる。

（期限延長と延滞違約金）

第 10 条　受注者の責に帰する事由により受注者が契約書本体頭書の引渡期限までに（引渡期限日を含む。）引渡しができない場合であって、一定期間後に引き渡しができる見込みがあるときは、発注者は、延滞違約金を徴収して引渡期限の延長を認めることができる。

２　契約書本体に技師派遣業務等付随する業務が規定されている場合、受注者の責に帰する事由により受注者が契約書本体頭書の業務完了期限（業務完了期限日を含む。）までにこれを完了することができない場合であって、一定期間後に完了できる見込みがあるときは、発注者は、延滞違約金を徴収して業務完了期限の延長を認めることができる。

３　前２項の延滞違約金の額は、契約書本体頭書の契約金額のうち当該期限までに引渡又は業務完了していたら支払うべき金額に対し、遅延日数に応じ、年（365 日とする。）5.00 パーセントの割合で計算した額とする。ただし、端数計算については前条に準ずるものとする。

４　前項の規定にかかわらず、天災地変その他受注者の責に帰することのできない事由によるときは、発注者は受注者より延滞違約金を徴収しないものとする。

５　契約書本体頭書において分割納入とする場合であって、受注者が分割納入毎の引渡期限内に納入できないとき、又は、契約書本体頭書において技師派遣業務等付随する業務の期限を複数回設定している場合であって、受注者がそれぞれの期限までに業務を完了できないときは、前項までの適用を受けるものとする。

（談合等不正行為に対する措置）

第 11 条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条

の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

（２）本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

２　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第９条に準ずるものとする。

３　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

４　本条の各規定は、競争に付して受注者を決定した場合にのみ適用する。

（発注者の解除権）

第 12 条　発注者は、受注者が次に掲げる各号の一に該当するときは、本契約を催告を要せずして解除することができる。

（１）第 10 条による引渡期限延長の場合を除き、受注者の責に帰すべき事由により、受注者が契約書本体頭書に定められた引渡し期限内に契約物品を引き渡すことができないとき、又はその見込みがないと発注者が認めたとき。

（２）第 10 条による業務完了期限の延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が契約書本体頭書に定められた業務完了期限までに技師派遣業務等付随する業務を完了できないとき、又はその見込みがないと発注者が認めたとき。

（３）受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（４）受注者が次条第１項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。

（５）受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。

（６）受注者に不正な行為があったとき。

（７）受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申し立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

（８）受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

（９）受注者が、次に掲げる各号の一に該当するとき、又は、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙

等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ　役員等が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ　役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者であると認められるとき。

ハ　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ　役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ　役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト　役員等が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

チ　受注者が、物品購入等の相手方がイからヘまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ　受注者が、イからヘまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ　その他受注者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に定める禁止行為を行ったとき。

(10) 契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき。

(11) 受注者が第 12 条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為にかかる違約金の請求を受けたとき。

2　発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、業務の出来高部分のうち、検査を終了したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する契約金額を支払わなければならない。

3　第１項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は発注者に対し、契約金額の 10 分の１に相当する金額を違約金として発注者の指定

する期間内に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超える場合には、発注者は、受注者に対して、別途当該超過部分の賠償を請求することができる。

（受注者の解除権）

第 13 条　受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

２　前項の規定により本契約を解除した場合においては、前条第２項、第３項の規定を準用する。

（賠償金等の徴収）

第 14 条　受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年（365 日とする。）5.0 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。なお、端数計算については第９条に準ずるものとする。

（秘密の保持）

第 15 条　受注者は、本業務の実施上知りえた非公開の情報を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

２　前項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。

（契約の公表）

第 16 条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

（１）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

（２）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

（１）第２項第１号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

（２）受注者の直近３ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

（３）受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

(準拠法)

第 17 条　本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 18 条　本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者、受注者協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 19 条　本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

（様式５）

入札説明書に関する質問

案件名：カンボジア国プロジェクト研究「好適環境水による高付加価値淡水養殖」向け機材

本件入札説明書に関し、質問します。

	入札公告番号：機- 1406B -02
	質問事項
例	（資料名）（項目番号）（項目名） ＊＊＊＊と書かれていますが、＊＊＊＊でしょうか。＊＊＊＊と理解して宜しいでしょうか。＊＊＊＊でもよいでしょうか。
1	
2	
3	
4	
5	

御社名称　：
担当者氏名：
TEL　：
FAX　：
E-mail　：